

千葉県動物公園入園料減免基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県都市公園条例施行規則(昭和34年千葉県規則第4号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づく千葉県動物公園入園料の減免に関し、必要な事項を定める。

(減免対象)

第2条 規則第13条に該当し、入園料を減免する者は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその者の介添人1名
 - (2) 昭和48年9月27日厚生省発児156厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳又はこれに類する手帳(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者及びその者の介添人1名
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその者の介添人1名
 - (4) 本市に住所を有する65歳以上の者
 - (5) 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、認定こども園、千葉県保育ルーム事業実施要綱又は千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業実施要綱により認定を受けた施設、児童福祉法第6条の3第2項、第9項、第10項、第7条第1項及び第12条に規定する施設の校外学習等の引率又は事前調査のために利用する教職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、動物公園長が特に必要があると認める場合の当該対象者
- (減免割合)

第3条 前条第1号から第5号までに定める者については、入園料を免除とする。

2 前条第6号に定める者については、その都度必要と認める金額を減額し、又は免除するものとする。

(減免手続)

第4条 減免を受けようとする者は、次の各号に定めた手続を行う。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号の規定により減免を受けようとする者は、同条各号に掲げる手帳等を係員に提示すること。
- (2) 第2条第4号の規定により減免を受けようとする者は、本人の住所及び年齢を証明する書類等を係員に提示すること。
- (3) 第2条第5号の規定による引率職員の減免を受けようとする者は、学校長又は児童福祉施設等の長からの依頼書(様式第1号)を提出すること。
- (4) 第2条第5号の規定による事前調査の減免を受けようとする者は、校外学習下見申請書(様式第2号)により動物公園長の承認を受けること。
- (5) 第2条第6号の規定により減免を受けようとする者は、動物公園長が指定するもの(招待券又は割引入場券その他動物公園長が特に認めるものをいう。)を係員に提示又は提出すること。

2 前項第1号、第2号及び第5号の規定により、入園料の減免を受けようとする者は、規則第13条第3項の規定により、都市公園使用料等減免申請書の提出を要しないものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

校外学習等引率教職員入園料減免依頼書

令和 年 月 日

千葉市動物公園長 様

学校名又は
施設名 _____

校長名又は
施設長 _____

電 話 _____

携 帯 電 話 _____

住 所 _____

↓当てはまる施設区分に○をしてください

<input type="checkbox"/>	小・中学校
<input type="checkbox"/>	特別支援学校
<input type="checkbox"/>	子どもルーム（学童保育）
<input type="checkbox"/>	保育所・保育園
<input type="checkbox"/>	幼稚園
<input type="checkbox"/>	児童福祉施設
<input type="checkbox"/>	児童相談所
<input type="checkbox"/>	千葉市保育ルーム
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

校外学習等引率教職員についての入園料を減免して頂きたくお願い申し上げます。

年 月 日	
教 職 員 数	
児 童 ・ 生 徒 数	
そ の 他	

注意

※小学校・中学校・特別支援学校・子どもルーム（学童保育）・幼稚園・児童福祉法第7条1項の児童福祉施設・児童相談所（16歳未満）・千葉市保育ルーム・千葉市先取りプロジェクト認定保育施設・小規模保育・家庭的保育の教職員が校外学習等の引率をするために入園する場合は、その教職員の入園料が無料になります。

確認	入園ゲート	対応者

※校外学習当日に、この書類をゲート係員に提出願います。

校外学習等下見教職員入園料減免依頼書

令和 年 月 日

千葉市動物公園長 様

学校名又は
施設名 _____

校長名又は
施設長 _____

電 話 _____

携 帯 電 話 _____

住 所 _____

↓当てはまる施設区分に○をしてください

<input type="checkbox"/>	小・中学校
<input type="checkbox"/>	特別支援学校
<input type="checkbox"/>	子どもルーム（学童保育）
<input type="checkbox"/>	保育所・保育園
<input type="checkbox"/>	幼稚園
<input type="checkbox"/>	児童福祉施設
<input type="checkbox"/>	児童相談所
<input type="checkbox"/>	千葉市保育ルーム
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

校外学習等下見教職員についての入園料を減免して頂きたくお願い申し上げます。

年 月 日	
教 職 員 数	
そ の 他	

注意

※小学校・中学校・特別支援学校・子どもルーム（学童保育）・幼稚園・児童福祉法第7条1項の児童福祉施設・児童相談所（16歳未満）・千葉市保育ルーム・千葉市先取りプロジェクト認定保育施設・小規模保育・家庭的保育の教職員が校外学習等の下見をするために入園する場合は、その教職員の入園料が無料になります。

※入園料無料は5名までとなります。

確認	入園ゲート	対応者

※下見当日に、この書類をゲート係員に提出願います。